

39さくよう

•発行／(略称 労供労組協)
労働者供給事業関連労働組合協議会

④110-0000 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265
•発行人／ろうきょう編集委員会

政府は、派遣法「改正」と一緒に職安法の改定も合わせて行おうとしています。労供労組協は昨年一二月には派遣労働ネットワークと共に派遣法シンボル面参照を開催、二月には労働省への申し入れ 中職審小委員会のヒアリングなどで職安法四条・四五条の堅持、労供事業の事業主性付与や派遣法のネガティブ化反対を主張していました。

林事務局長をはじめ労供労組協代表は昨年一二月三二日、労働大臣あてに職安法の改悪に対する要請書を提出しました。この申し入れには、労働省職業安定局民間需給調整事業室の中村係長が対応しました。

この中で労働省側は、「労働省としての方針は、派遣法と職安法の三三条の有料職業紹介を



昨年二月三日、中央職業審議会の小委員会で、職安法を改定するためのヒアリングが行われました。当時は無料職業紹介を行っている日産労組、労供事業を行っている新運転、その他の労供労組を代表して労供労組協の三者が意見を述べました。なお、この会議には労働省の職安局需給調整室の室長ほか数名が事務局として参加していました。

労供労組協林事務局長は、事前に提出した報告書に沿って、①団体の概要、②労供事業推進の考え方、③具体的な方針、④

労供労組協、職安法改定のヒアリングで主張

最近の事業概況と要望について発言しました。その中から三つの発言要旨を紹介します。

〈労供事業の概況〉

伝統的な労供事業の職種は、

看護家政婦、自動車運転士、港湾荷役の職種です。派遣法制定に前後して、音楽演奏家、コンピュータプログラマー、OAスタッフ

など新たな職種が参入してい

ます。また、看護家政婦もホームヘルパーとして介護保険法制定に伴い新たな職種として位置づけられるようになりました。さら

に出版の編集者などの職種の

派遣法の不効率の労供事業で雇用確保

有料職業紹介と派遣法を組み合わせ?

参議院の与野党連携の状況を

にしながら職安法を守り、労

供強化の施策を引き出すことが

必要になっています。

〈要請項目〉①職業安定法四四

条・四五条を譲り、改悪しない

こと②労働者派遣法を改悪しな

いこと③労働者供給事業促進の

ため、労働者供給事業組合の事

業主性を認めること。

参議院の与野党連携の状況を

にしながら職安法を守り、労

供強化の施策を引き出すことが

必要になっています。

〈要請項目〉①職業安定法四四

条・四五条を譲り、改悪しない

こと②労働者派遣法を改悪しな

いこと③労働者供給事業促進の

ため、労働者供給事業組合の事

業主性を認めること。

参議院の与野党連携の状況を

にながら職安法を守り、労

供強化の施策を引き出すことが

必要になっています。

〈要請項目〉①職業安定法四四

条・四五条を譲り、改悪しない

こと②労働者派遣法を改悪しな

いこと③労働者供給事業促進の

参入も続いている。現時点では、伝統的労供事業職種の人數、事業高が大勢を占めていますが、今後はどうした新しい職種の事業の強化・拡大も共に進めしていく状況にあります。

〈労供事業に対する問題点と改善要望〉

この一年間、①職安法の「不

安定さ(雇用法制の動搖)と「不完全さ(非事業主)」を補

うための事業、②派遣事業と競

合して、労働組合が派遣事業を

促進することにより、組織化を

進める、という目的で派遣事

業本についての検討を進めてき

ました。これらについて今回の総会で具体的な提案をします。

今回の総会は、今後の労供事

業活動を幅広い角度から見直

し、新たな運動の基礎を築くた

めにも重要な総会です。加盟各

組合の積極的な参加と討議をよ

び願っています。

</



シン・ポジウム

どうする、労働者派遣法！

「労働者派遣法」は昨年一月、派遣労働ネットワーク代表の中野麻美弁護士をコーディネーターに、派遣法シンポジウムを開きました。均等待遇、プライバシー保護、諸外国の事例、立法府の姿勢などについて、早稲田大学教授大森真紀さん、東洋大学竹地潔さん、参議院議員大脇雅子さんの発言を紹介します。

派遣法改正の問題点

中野 麻美
弁護士

今回の派遣法の見直しの骨子は、「今まで専門性の確立された一定の業務でしか労働者派遣を認めできなかったのを、気軽に業務の限定なく自由に派遣できるように構造的見直しをはかる」とあります、「臨時的一時的な労働力の需給調整策として労働者派遣の改正を認めよ」ということである。

適用対象業務は「原則自由化」だが、では何も規制がないのか。派遣期間の上限は一年で更新は認めないと、なっているが、仕事や職場を変えねばいつまでも派遣労働者とし

て競争する事が出来る。しかも諸外国の立法例で見られるように、臨時的、実質的な絞りのないものがいる。従つていくらでも常用代替が促進されるのではないかという懸念がある。派遣法を構造的に見直すなら労働者保護のあり方といつものも抜本的に強化しなければならない。

改正案は、労働者保護法制の枠組を抜本的に見直さなければならぬとして法律違反への対処、情書申立て労働者の不利益扱いしない、秘密の厳守、派遣先企業の福利厚生施設利用の機会均等を義務付けているが、極めて不十分だ。

見直しに当たっての課題はたくさんある。まず、臨時的一時的な派遣であるならそれを絞めるようにし、その枠組みを越えた場合に労働者保護をどうするか。具体的には派遣先の「見なし雇用責任」としてきら

(発言の一部の要旨／文責・事務局)

んど責任をとつてもらう。また、違法な契約解除を行った派遣先にも責任をとつてもらう制度の確立が必要だ。登録段階で派遣される事態に均等待遇の面からどう対処させるのか。労働者のプライバシー保護も重要な権利課題である。

大森 真紀
さん

(早稲田大学教授)



パートと派遣は女性が多い。パートと派遣という非正规従業員の圧倒的多数が女性であるといふこと自体、企業が性別雇用管理を行っていることの現れである。

非正規従業員には均等法も育んでもある。まず、臨時的一時的な派遣であるならそれを絞めるようにし、その枠組みをそのものを形骸化させてしまふ。

児・介護休業法も規則ではない。均等法が事実上適用されない女性の働き方が増え、結局は均等法の法律が発効した。充分な個人情報保護を行っていない第三国には情報の漏洩してはならない

入ってくることで、派遣の中に性別格差が持ち込まれる危険性が高い。民間の職業紹介では、いふことになり女性は派遣しか選択できなくなる。男性は職業紹介、女性は派遣とされ、それが間に合わない。そうすると派遣を使う大きな理由は、訓練期間や募集費用とか人件費の削減だ。いくら本人が自費で訓練をしても、供給過剰であればお終いだ。

日本の社会保障制度は企業間を移動しない長期雇用が前提で成り立っている。女性に限らず、男性でも企業間を移動することになる場合にはどうなるのか。

均等法は賃金の問題に触れていない。仕事をこなす能力、業績に対しギチンと評価するのであれば、正社員、派遣、パートかは本来問われないはずだ。

均等待遇を作っていくためにも派遣のルールをきちんと作ること、政策決定の場に派遣の人たちの発言のルートが保証されること、政治決定の場に派遣の人たちの発言のルートが保証されることだ。

大脇 雅子
さん

(東洋大学)



セクシャルハラスメントに対するアメリカ法では、派遣元と派遣労働者の関係ばかりではなく、派遣先と派遣労働者の間にも使用、従属関係、指揮・命令関係があれば派遣先にも責任追及ができる。

諸外国においては九〇年代、個人情報保護が大きな問題になった。ILOでも個人情報保護の規制緩和が大きな話題になつた。日本はどうか。経済の活性化とともに失業率増加を抑えるためには労働市場の規制緩和が大きな玉となっています。雇用の創出は派遣とパートタイム労働と有料職業紹介による労働力需給調整のミスマッチをなくすことだといふ。失業の調査で北海道で行つた。拓殖銀行がつぶれた影響で失業率が非常に高い。女性労働者のパート比率が四〇%と高い。夫が失業し、妻はパートで働く。三五歳以上の主婦にはパートしかない。

日本の立法制は、整合性とか、いろいろな障壁があり、一つの法律だけが突出できないという制約が強固にある。ネガティブリストに反対である。法案の中では派遣先の使用者責任どう充実させるかが課題である。

派遣期間の規制では、フランスやドイツのように一年を経過したら派遣先との労働契約が成立したと見なす対応が必要だろう。

大脇 雅子
さん
(参議院議員)

昨年一月、ジュネーブで開かれたヨーロッパの社会主義政党の会議に参加した。そこでは、「市場経済主義は際限なく貧富の格差を拡大する」ことが紹介された。派遣先との労働契約が成立したと見なす対応が必要だろう。

大脇 雅子
さん
(参議院議員)